

規格仕様書（単価契約）

1 物品名 苫小牧市有料指定ごみ袋（5ℓ・10ℓ）（日本製）

2 規格

(1) 指定袋

ア 形状

U形袋（ガゼット・ベロ付き）日本産業規格 Z1711-1994 の規定4図1のU形袋（2）の規格を準用する。

イ 材質

- ・低密度ポリエチレンとする（炭酸カルシウムを配合しない）。
- ・添加剤を混入させる場合は材料配合表を添付し添加剤承認を受けること。

ウ 寸法

別紙1のとおり。

エ 色調

- ・袋本体の色は乳白色とする（乳白顔料を1%配合する）。
- ・袋への印刷色はTOYO INK Z821 紫（100%）に準拠した色とする。

オ 厚さ及び重さ

（別記）1のとおり。

カ 印刷内容

別紙2のとおり。

キ 品質等

- ・日本産業規格 Z1702-1994 の規定3（1種B）を準用する。
- ・日本産業規格 Z1711-1994 の規定7. 1を準用する。
- ・日本産業規格 Z1711-1994 の規定7. 2を準用する。
- ・その他、日本産業規格以上とする。

(2) 外装袋

ア 形状

折りたたんだ指定袋を1枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋上部中央に半月状のミシン目を入れた取出し口を設けること。

イ 材質

ポリプロピレンまたはポリエチレンとする。

ウ 寸法

（別記）2のとおり。なお、縦及び横の寸法については、前後10%以内かつ既定の枚数の指定袋を封入可能な範囲において、変更できるものとする。

エ 色調

- ・外装袋本体は乳白色とする。
- ・外装袋への印刷色は指定袋の印刷色に準拠する。
- ・バーコードは黒色とする。

オ 印刷内容

別紙3のとおり。なお、外装袋の表面下部に縦50mm×横80mm×2枠の広告

掲載をするため、市と協議のうえデザイン等を決定すること。

カ 封入及び折り方

- ・外装袋に対して、2(1)オに定める数量の指定袋を封入すること。
- ・指定袋を外装袋に封入する際、(別記) 3の方法で印刷面が外向きになるように折る。

(3) 梱包箱 (ダンボール箱)

ア 梱包方法

(別記) 4のとおり梱包し、それぞれの箱の中には、積み上げた外装袋の上から段ボール紙を挿入すること。

イ 梱包箱の仕様

- ・複数段積み重ねても潰れない強度のある箱を使用すること。
- ・箱の大きさは、上記の内容を隙間無く梱包できる大きさとする。
- ・箱は金具等を使用せず、リサイクルできるように工夫すること。

ウ 印刷内容

- ・別紙4のとおり (正面、側面に印刷)
- ・複数の工場生産を行う場合は、生産した工場が判別できるよう記号等を付すこと (記号等は事前に市へ報告すること)。

(4) その他

ア 指定袋及び外装袋 (以下「物品」という。) について、原反の製造並びに製袋、印刷及び包装等の工程を (別記) 5の場所で行うこと。

イ 物品に使用する顔料及びインキは、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制 (NL規制) に準拠し、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属や塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含んでいないものを使用すること。

ウ 物品の色は、現在流通しているものと同等のものとし、品質等は現在流通している袋と同等以上のものにする。

3 予定数量

(別記) 6のとおり。

4 納期等

(1) 第1回目の納品期限及び数量

第1回目の納期限及び納品数量は (別記) 7のとおりとする。

(2) 第2回目以降の納品期限及び数量

第2回目以降の納期限は、市が発注した日の属する月の翌々月の末日とし、各回の納品数量は、受注者と協議の上、市が決定する。ただし、第2回目以降の納期限について別途協議が必要となる場合、市が発注した日から10日以内に申し出ること。

(3) 納品場所

市が指定する指定袋等流通管理業務受託者（以下「流通管理業者」という。）の保管場所に納品すること。なお、令和5年度から令和9年度の流通管理業者については、日本通運株式会社苫小牧支店（住所：苫小牧市新明町2丁目1番12号）である。

(4) 受注内容の確認

受注者は、市が発注した日から10日以内に、受注した日、受注数量及び納品予定日、請求予定金額等の内容を記載したPDFファイルを提出すること。

なお、納品予定日及び納品数量等については、事前に流通管理業者と十分協議の上、決定すること。

(5) 納品について

ア 受注者は、受注した内容について納品を終えた場合、納品期限ごとの納品日及び納品数量がわかる納品書を作成し、市に提出すること。

イ 納品作業は、流通管理業者の指示に従うとともに、流通管理業者のパレットを用いて納品すること。

ウ 原則、納品時の荷下ろしは流通管理業者が行うこととしているが、流通管理業者の指示があった場合、必要な補助を行うこと。

なお、荷下ろしする際に使用するパレットの配置や数量については、荷崩れが起らないように流通管理業者と十分協議の上決定すること。

エ 納品後のトラブルを回避するため、納品毎に納品日及び納品数量を記載した受領書を作成し、流通管理業者の受領印を徴し、その写しを市に提出すること。

オ その他、納品に関して疑義が生じた場合、市と協議を行い、最終的に市の指示に従うこと。

(6) その他

ア 第1回の物品納品前に、市にサンプルを各品目1袋提出し、品質確認を受けること。

イ 市が発注する数量については、予定数量から増減する場合がある。この場合、市は各納期限の3か月前までに発注を行うこととする。

5 代金の請求

受注者は、納品期限ごとの代金を、納品期限の翌月10営業日までに市に請求すること。

6 市による検査

(1) 版下検査

ア 受注者は、物品の製造前に、本仕様書に基づいて作成した版下の電子データを市に提出すること。なお、版下の電子データは、仕様書に定める寸法が確認できるよう、寸法値が記載されたものとする。

イ 市は、提出された版下を検査し、商品サンプルの作成を指示することができる。

る。なお、検査の結果、仕様に適合しないものがあつた場合、市は受注者に対して版下の修正及び再提出を指示することができる。この場合の費用は受注者が負担することとする。

(2) 商品サンプル検査

ア 市の指示があつた場合、物品の規格ごとに商品サンプルを作成し、「厚さ」、「引張強度」、「伸び」、「ヒートシール強さ」について、国内の第三者検査機関で検査を受け、検査結果書と商品サンプル各1セットを市に提出すること。なお、検査結果書について、市が認めた場合、同一の原反、製造工場、規格で受検した結果を提出できることとする。

イ 市は、提出された検査結果書と商品サンプルを検査し、物品の製造を指示することができる。なお、検査の結果、仕様に適合しないものがあつた場合、市は受注者に対して商品サンプルの再製造及び国内の第三者検査機関による再検査、検査結果の再提出を指示することができる。この場合の費用は、受注者が負担することとする。

(3) 納品時検査

ア 市は、流通管理業者に対して、受注者立会いの下、市が指定した納品場所において、物品の納品数量や外観等を検査させることができる。

イ 上記の検査の他、市が必要と認めた場合、受注者立会いの下、物品の検査を行うことができる。

ウ 市は、検査の結果、仕様に適合しないものがあつた場合、市は受注者に対して物品の回収、再製造、納品を指示することができる。この場合の費用は、受注者が負担することとする。

7 補足事項

(1) 製造及び納品行程

ア 市は、受注者に対して、製造着手から市への納品までの工程表の提出を求められることができる。なお、物品の製造工場から市が指定する納品場所への輸送については、納品期限内の納品となるよう十分に配慮すること。

特に、海外での製造を行う場合は、その輸送に用いるコンテナや船便等の早期確保に努めるほか、天候悪化や国内外の湾港の混雑状況を考慮し、余裕のある日程を確保すること。

イ あらかじめ市に工程表を提出した場合、進捗に遅延が発生、または、発生が予見される場合は、早急にその旨を市へ報告したうえで、速やかに原因を調査し、対応策について市と協議すること。なお、遅延の原因等については、文書により提出を求める場合がある。

(2) 品質保証

ア 品質管理

物品の製造に当たっては、製造ラインごとの製造年月や製造枚数等のロット管理の徹底を図り、不良品対策及び品質管理に万全を期すこと。また、納品枚

数においても、数量の過誤が発生しないよう製造数や重量など可能な方法で確認すること。

なお、製造した物品は納品までの間、適切な品質管理を行ったうえで保管すること。特に冬期間の輸送は、気温差による結露により外箱等に破損等が発生しないよう、対策をとること。

イ 製造年月等の確認

後日、物品の品質について確認が必要となったときに、その対象となっているものの所在を追跡することができるようにするために、物品の製造年月や製造工場、製袋機等のロットが判明できる記号や番号（以下「ロット番号等」という。）を、外装袋及び外箱に印刷や粘着ラベルの貼付等により表示すること。なお、表示内容や大きさについては、市に事前確認し、了承を得ること。

(3) 不良品対応

ア 交換

納品検査後に不良品が判明した場合は、市の指示に従い、速やかに良品と無償交換すること。その後、不良品の原因等を速やかに調査し、調査結果等について、任意の様式により市に報告すること。なお、受注者の不良品対応に係る費用は、受注者の負担とする。

イ 苦情対応

市民から苦情等の連絡が直接受注者にあった場合は、速やかに市に報告するとともに、その対処について市の指示に従うこと。

ウ 交換用物品について

受注者は、初回納品時まで、不良品交換用物品として納品分とは別に各1袋を市に提供すること。市は、提供された不良品交換用物品を苦情対応以外の用に用いず、適正に保管することとする。

(4) 版の管理

ア 版権

本仕様書等に基づき製版した版の版権は、市に帰属するものとする。なお、納品最終完了日以降、後段の廃棄を実施するまでの間、市の許可なく当該版を使用してはならない。

イ 廃棄

物品の製造に使用した版については、納品検査合格から1年を経過した日までの間に破壊し、廃棄すること。

(5) その他

ア 本仕様書に疑義が生じた場合は、必ず市に確認し、定める事項以外に別途、指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。

イ 契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。

(別記)

1 指定袋の厚さ及び重さ

品目	1枚当たりの厚さ	1組入数	1組当たりの重さ
5リットル	0.025 mm以上	10枚	60 g 以上
10リットル	0.030 mm以上	10枚	110 g 以上

2 外装袋の寸法

品目	縦	横	厚さ
5リットル	270 mm	220 mm	0.022 mm以上
10リットル (4つ折りの場合)	215 mm	185 mm	0.022 mm以上
10リットル (2つ折りの場合)	315 mm	300 mm	0.022 mm以上

3 外装袋への封入及び折り方

5リットル	指定袋を10枚重ねた物を、縦方向に2つ折りにする。
10リットル	指定袋を1枚ずつ縦方向に4つ折りにした物を10枚重ね、横方向に2つ折りにする。または10リットル袋を10枚重ねた物を、縦方向に2つ折りする。

4 梱包方法

5リットル	外装袋を上向きに50袋重ね、梱包箱に詰める。
10リットル	外装袋を上向きに50袋重ね、梱包箱に詰める。または、外装袋を上向きに25袋重ねたものを横2列に並べ、梱包箱に詰める。

5 原反の製造並びに製袋、印刷及び包装等の工程を行う場所

原反の製造は日本国内または海外とする。また、製袋、印刷及び包装等の工程は、日本国内に限る。

6 予定数量

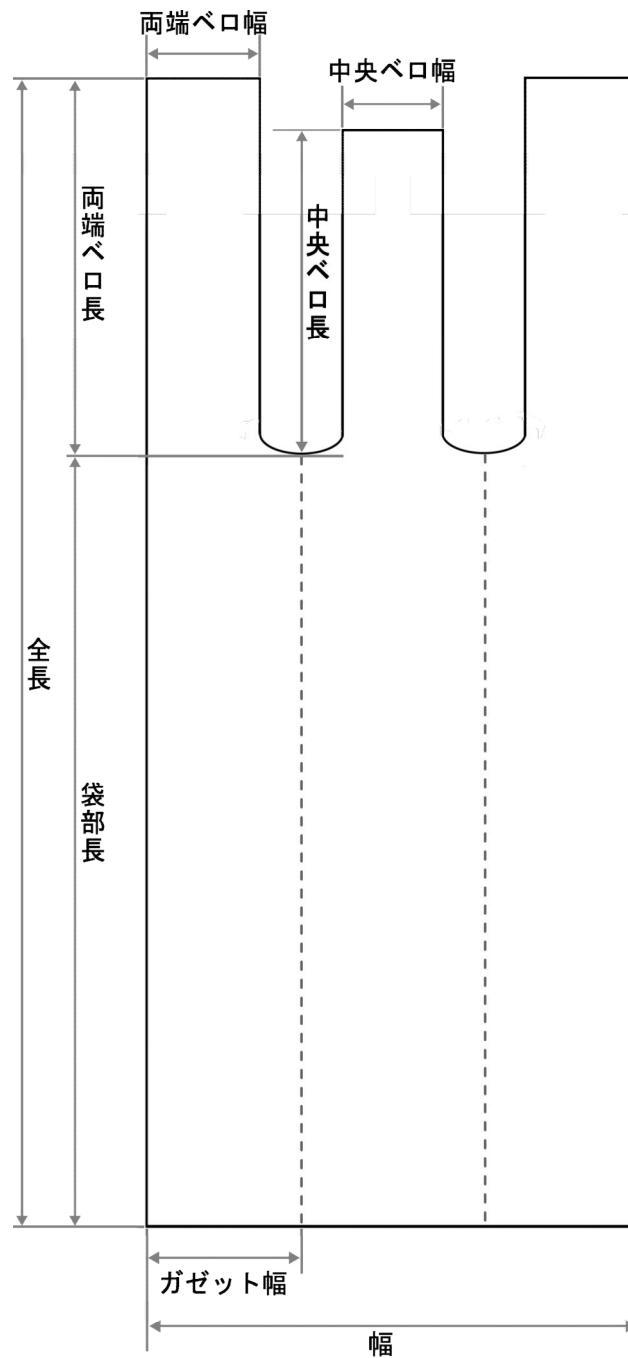
品目	数量	1箱当たりの数量
5リットル	500箱	外装袋50袋/箱 (指定袋500枚/箱)
10リットル	800箱	外装袋50袋/箱 (指定袋500枚/箱)

※ 数量については予定数量であり、これを保証するものではない。

7 第1回目の納品期限及び数量

品目	数量	納期限
5リットル	200箱	令和8年10月30日 (金)
10リットル	300箱	令和8年10月30日 (金)

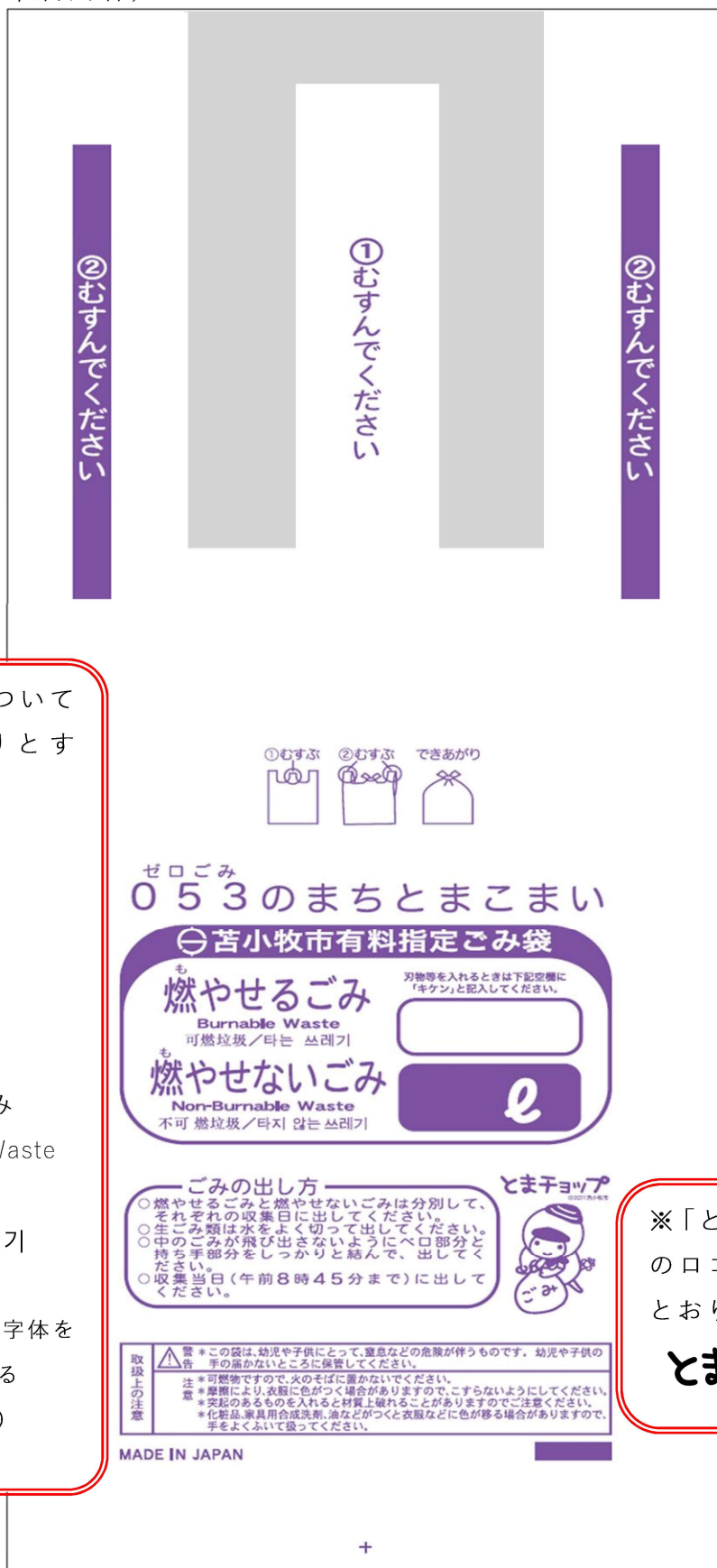
別紙 1 (指定袋寸法)



品目	全長	幅	ガゼット幅	両端ベロ		中央ベロ		袋部長
				長さ	幅	長さ	幅	
5リットル袋	440	190	65	150	45	130	40	290
10リットル袋	530	270	75	150	60	130	55	380

※全長、両端ベロ、中央ベロについて、若干の変更は可とする。

別紙 2 (指定袋印刷内容)



※多言語表示については下記のとおりとする。

○ 燃やせるごみ
Burnable Waste
可燃垃圾
타는 쓰레기

○ 燃やせないごみ
Non-Burnable Waste
不可燃垃圾
타지 않는 쓰레기

(中国語の表示は、字体を SimSun に設定する必要があります。)

①むすぶ ②むすぶ できあがり

ゼロごみ
053のまちとまこまい

⊖ 苫小牧市有料指定ごみ袋

も 燃やせるごみ
Burnable Waste
可燃垃圾/타는 쓰레기

も 燃やせないごみ
Non-Burnable Waste
不可燃垃圾/타지 않는 쓰레기

取捨上の注意

警告 *この袋は、幼児や子供にとって、窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注意 *可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
*摩擦により、衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。
*突芯のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
*化粧品、家具用合成洗剤、油などがつくと衣服などに色が移る場合がありますので、手をよくふいて袋ってください。

MADE IN JAPAN

※「とまチョップ」のロゴは、下記のとおりとする。

とまチョップ
©2011 苫小牧市

※ 指定袋裏面は印刷内容無し

別紙 3 (外装袋印刷内容)



取出口

点線を引っ張り開封して下さい。1枚ずつ取り出せます。
●「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は分別して、それぞれの収集日に出してください。

♻️ 苫小牧市有料指定ごみ袋

も 燃やせるごみ Burnable Waste 可燃垃圾/타는 쓰레기	も 燃やせないごみ Non-Burnable Waste 不可燃垃圾/타지 않는 쓰레기	円 (枚入) 
---	--	--

ごみの収集については、市ゼロごみ推進課(0144-55-4077)へお問い合わせください。

<p>取扱上の注意</p> <p>警告・この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。</p> <p>注意・可燃物ですので、火のそばに置かないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摩擦により、衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。 ・突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。 ・化粧品、家具用合成洗剤、油などがつくと衣服などに色が移る場合がありますので、手をよくふいて置ってください。 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示</p> <p>原料樹脂 ポリエチレン</p> <p>耐冷温度 -30度</p> <p>寸法 外形 270/420x530(ミリメートル)</p> <p style="padding-left: 20px;">厚さ 0.03 (ミリメートル)</p> <p>枚数 10枚</p> <p>表示者 苫小牧市</p> <p style="padding-left: 20px;">〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2番地の25</p> <p style="padding-left: 20px;">TEL 0144-55-4077 FAX 0144-55-3929</p>	<p>お願い</p> <p>品質には万全を期しておりますが、万一不都合な点がございましたら、お手数ですがお求めいただいた店名と日付をご記入の上、製品を直営当社宛にご返送くださいませ。折返し代品と送料をお送り致します。</p>
---	--	---



4 929074 000449

MADE IN JAPAN

 外装:PP

業者情報

営業広告	<p>広告枠 1</p>	<p>広告枠 2</p>
-------------	--------------	--------------

※外装の素材が PE の場合は、「外装:PP」表示は不要。

※広告枠の内容は、契約後に本市と受注者とで直接やり取りする。
広告枠のサイズは 1 枠あたり縦 50 mm×横 80mm とする。

外装袋 JAN コード

5 リットル袋	4 9 2 9 0 7 4 0 0 0 4 5 6
10 リットル袋	4 9 2 9 0 7 4 0 0 0 4 4 9

※ 外装袋裏面は印刷内容無し

別紙 4 (梱包箱印刷内容)

 <p>吉小牧市有料指定ごみ袋 リットル 組(1組 枚) 製造番号</p> <p>販売元 所在地 製造業者 所在地 電話番号</p> <p>業者情報</p> <p>MADE IN JAPAN</p>  <p>149 29074 00045 3</p>	<p>吉小牧市有料指定ごみ袋 リットル 組(1組 枚) 製造番号</p>
--	--

梱包箱 ITF コード

5 リットル	1 4 9 2 9 0 7 4 0 0 0 4 5 3
10 リットル	1 4 9 2 9 0 7 4 0 0 0 4 4 6